

納税ニュース

平成 25 年 11 月 1 日(金) 第 47 号
編集・発行: 鹿嶋市納税対策室
〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地 1
TEL 82-2911 FAX 84-7754

不動産の公売参加のご案内

鹿嶋市・神栖市で以下のとおり、不動産合同公売を実施します。

【公売物件一覧】財産所在地が鹿嶋市分のみ抜粋

売却区分番号	K25-1	K25-5
執行機関	鹿嶋市	鹿嶋市
見積価額	20,000,000 円	1,100,000 円
公売保証金	2,000,000 円	110,000 円
財産種別	土地付建物（共同住宅）	畑（現況「非農地」）
財産所在地	鹿嶋市大字平井字押合 1123 番 24 ほか	鹿嶋市大字荒野字中山 1516 番 3
土地の地積	573.36 m ² ほか	991 m ²
買受適格 証明書	不要	不要
建物の床面積	1 階 162.50 m ² 2 階 162.50 m ²	
お問合せ先	鹿嶋市納税対策室 TEL : (代表) 0299-82-2911 HP : http://city.kashima.ibaraki.jp/	
入札 日時 会場	1. 公売の種類 不動産の期日入札 2. 公 売 日 平成 25 年 11 月 6 日 (水) 受付開始 : 午後 0 時 50 分 3. 公 売 会 場 茨城県鹿嶋市大字平井 1187 番地 1 鹿嶋市役所 3 階 301 会議室	



督促状・催告書の行き違いについて

金融機関やコンビニエンスストアで納付された場合、入金を確認できるまでに最大で 2 週間程度かかる場合があります。このため、納期限後から督促状送付日までに納付された場合、行き違いで督促状が届いてしまう場合がありますのでご了承ください(領収書があれば行き違いという事がすぐわかりますので、大切に保管してください)。

また、催告書についても同様の理由により行き違いとなる場合がありますので、重ねてご了承ください。

行き違いを避ける為にも、納期内納付にご理解とご協力をお願いします。

なお、納期までに忙しくて窓口まで来れない場合は、口座振替が大変便利です。納め忘れも防ぐことができますので、是非ご利用ください。

口座振替に係るお知らせ

(1) 口座振替の申込は、ペイジーによる手続きが便利です。

ペイジーは、キャッシュカードで口座振替の申込をすることです。従来のように口座振替納付依頼書に記入・押印していただく必要はなく、申込から約2週間で口座振替を開始できます。市役所納税対策室窓口で申込ができます。



いつでも、どこでも、ペイジー。

お持ちいただく物

- ① キャッシュカード
- ② 本人確認ができるもの
(免許証、保険証など)

ペイジー取扱対象金融機関

- | | | |
|--------|--------|---------|
| 常陽銀行 | 中央労働金庫 | 水戸信用金庫 |
| 筑波銀行 | 佐原信用金庫 | 茨城県信用組合 |
| ゆうちょ銀行 | 銚子信用金庫 | |

(2) 国民健康保険から後期高齢者医療保険に切り替わった方へ

国民健康保険税の納付に口座振替をご利用されていた方は、後期高齢者医療保険に切り替わった場合、新たに口座振替の申請が必要です。

ご存知ですか？相続による納税義務の承継のこと

相続による納税義務の承継とは？

みなさんが、御存じの相続は、土地、建物、金銭などの財産がある人しか関係ないと思っている方が多いと思います。しかし、被相続人の財産は借金や未納の税なども含めて一切が承継されます。

相続があった場合、地方税法第9条の規定により、被相続人（死亡した者または失踪宣告を受けた者）に課されるべき、またはその被相続人が納付し、もしくは徴収されるべき市税を納める義務は、相続の発生により当然に相続人に承継されます。すなわち、相続放棄・限定承認をしない限り、市税などを納める義務を承継し、被相続人が市税などを滞納していた場合は、相続人が未納の税を納める義務が生じます。

相続は、誰にでもありうることでありますので、ご注意ください。

納期限のご案内

12月2日（月）

- 固定資産税第4期
- 国民健康保険税第5期
- 後期高齢者医療保険料第5期



※納期限を過ぎると、**年利14.6%の延滞金**が加算されます。

また、納期限から20日を過ぎると督促状が送付され、督促手数料80円が加算されます。